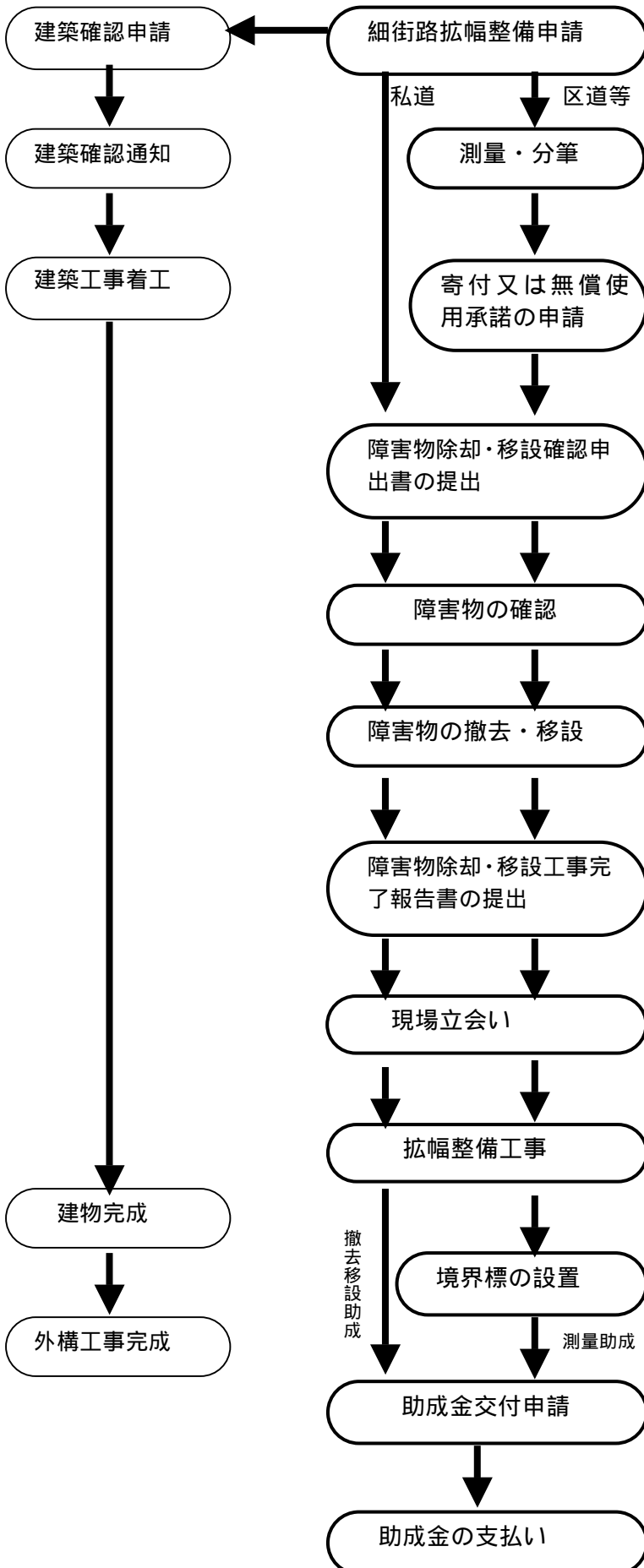


細街路拡幅整備の手続きの流れ



・建築確認申請時になるべく提出してください。既に建物を使用されている場合は、随時受け付けいたします。

・前面道路が区道等の場合は、後退用地を測量し敷地を分筆してください。

・分筆登記が済みましたら寄付又は無償使用承諾の申請を土木部管理課用地係に提出してください。

・後退用地内の障害物（門・塀・排水・水道・ガス設備等）の撤去又は移設費用の助成を受ける場合は、「障害物除却・移設確認申出書」を提出してください。
新築又は建替えに伴う、撤去又は移設の費用は助成対象となりません。

・障害物の確認を区の担当者が行います。（助成対象のみ）

・後退用地内の障害物を撤去又は移設をしてください。

・障害物の撤去又は移設費用の助成を受ける場合は、「障害物除却・移設工事完了報告書」を提出してください。

・建築工事の足場を解体し、外構工事の着手前ごろに現場立会いをします。
・現場立会いの1週間前に立会い依頼の連絡をお願いします。
・現場立会いには、建築工事の監理者または工事監督者等が立会ってください。区道の場合は、測量を実施した土地家屋調査士等も立会ってください。
・現場立会いまでに、道路中心に中心線を打設してください。（私道の場合は、関係権利者の立会いを得る）

・境界標（土木部管理課より支給）を設置してください。

・測量分筆費用及び撤去移設費用の助成金交付申請をしてください。